



朽木産の美しいスギの木組み

が主体となつて県産材の活用を支援する内容ですが、高島市では、家や公共建築に市内の森の木を使う仕組みを再生し、木材とともに資本についても市内で循環することにつなげたいと考えています。このために、平成19年度からは、途切れてしまった山から消費者までのつながりを復元する作業に取り組むかかるとともに、高島市森林組合で高島地域材をストックして家や公共建築の部材の供給を行うことや、高島地域材を一定以上使用した家づくりのPRについて、市が積極的に協力することなどを予定しています。今後は、このような高島地域材流通促進の取り組みについても、琵琶湖森林づくり事業の対象となるよう、県に働きかけていきたいと考えています。

◆基本施策 4
次代の森林を支える人づくりの推進

県民の方々に対して森林環境学習を推進したり、森林所有者や林業従事者の意欲を高揚させたり、森林組合を活性化させる施策ですが、新税の該当事業は1つだけとなっています。

(1) 森林環境学習「やまのこ」事業
：高島市

小学校4年生を中心にして、青少年を対象に森林環境教育を行う事業で、「うみのこ」事業の森林版となる大きな事業です。高島市では、「やまのこ」事業を実施するだけではなく、すべての世代の方々を対象に森林の体験や学習を行う「高島森林体験学校」の平成19年度開校を予定しています。

当学校では、森林体験学習を実施している市内の団体と連携して、市内全域の森林で幅広い内容の体験や学習を行います。そして、地元住民の方だけでなく、都市住民の方も対象にして、地域の活性化につなげていきたいと考えています。「高島森林体験学校」は学校教育・企業研修・子供会活動・サークル活動・エコツアー・家族のレジャーなど、あらゆる活動の中に取り入れていただくこと

ができます。いろんな切り口で高島の森林を学んだり体験したりすることによって、森林の楽しみがより大きく、そして深くなっています。

〈実施メニュー例〉

森林や文化を学べる奥山や里山のツアー、森林の材料を使った物づくり、森林の恵みの収穫体験、林業体験、森林での野外活動、雪山のトレッキングなど

今後、高島市の森林行政の取り組みにおける様々な課題解決のために、当税を活用した事業予算の獲得や、必要な事業メニューの新設について、県に働きかけていきたいと考えております。なお、前記の事業を実施希望の場合は、次へお問い合わせください。

問 県民税や事業内容全般について

高島県事務所環境森林整備課
☎(075)60303

市役所森林水産資源開発課
☎(25)85112

高島市森林組合
☎(24)00055



奥山の巨木めぐり



伐採見学と森林学習



雪山の動物の足跡観察

平成18年分 税の申告が始まります！

2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日は除く

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告は自分ですべて書いてお早めにご申告ください。申告受付時間は、8時30分～正午・13時～17時です。

- マキノ・高島支所 月、火、木曜日
- 今津・朽木支所 月、水、金曜日

※2月16日と3月15日は受付します。お近くの支所で申告相談受付のない日や混雑時には市役所税務課または今津税務署(確定申告のみ)をご利用ください。

◆所得税の確定申告
《確定申告が必要な方》

- ・事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方など
- ・平成18年中の所得の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方
- ・給与所得者で、次の(1)から(3)に当てはまる方
- (1)給与収入額が2千万円を超える方
- (2)給与所得や退職所得以外の所得

金額が20万円を超える方
(3)2か所以上から給与を受けている方

- ・給与所得者の還付申告等の簡易な所得税の確定申告は市役所でも受け付けます。ただし、次に該当する方は税務署で申告をしてください。
- ・住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・土地や株などの譲渡所得がある方
- ・初めて事業所得の申告をされる方
- ・青色申告をされる方
- ・その他、繰越控除など複雑な申告をされる方

問 今津税務署 ☎(075)2561

◆市民税・県民税の申告
《市民税・県民税の申告が必要な方》

- ・平成19年1月1日現在、高島市に居住している方。ただし、次の方を除きます。
- (1)所得税の確定申告書を提出した方
- (2)前年中の所得が給与所得だけで、年末調整を済ませている方。(勤務先から給与支払報告書の提出があった方に限ります。)
- ※所得が全くない方でも、国民健康保険料の軽減措置、国民年金保険料の免除、児童手当の支給などを受けられる方は申告が必要です。

問 市役所税務課 ☎(075)8116

◆申告に必要なもの

- ・申告書用紙(送付のあった方)
- ・印鑑
- ・給与所得者は、「給与所得の源泉徴収票」
- ・公的年金の受給者は、「公的年金等の源泉徴収票」
- ・生命保険料や損害保険料などの支払金額の証明書
- ・国民年金保険料および国民年金基金の支払金額の証明書(控除証明書)
- ・国民健康保険料(料)や介護保険料の納付金額の確認できる資料
- ・医療費控除を受ける場合は、平成18年中に支払った医療費の領収書(領収書は集計し、支払先が多い場合は「医療費の明細書」を作成してください。)
- ・事業所得者等は収支内訳書
- ・営業だけでなく本年より農業所得も収支計算によって申告していただきます。収支内訳書を作成したうえで申告にお越しください。
- ・所得税の還付申告をされる方は、

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます

平成18年10月から12月の間に国民年金保険料を納付された方を対象に、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)を送付します。確定申告の際に添付してください。(平成18年11月に同証明書が届いている方には、今回は送付されません。)

▼発送時期 2月上旬

預金通帳口座番号(申告者名義のもの)

・その他(申告の内容により必要な書類があります。)

●所得証明書について

未申告の場合は、所得証明書の発行ができません。申告期間中に申告してください。

●税理士による地区相談

地区相談では、税理士が無料で申告書作成の相談を行います。どうぞお気軽にご利用ください。

相談時間 9時30分～正午・13時～16時

地区	日程	会場
今津	2月16日(金)	今津支所
高島	2月19日(月)	高島支所
マキノ	2月20日(火)	マキノ支所
新旭	2月21日(水)	新旭公民館
安曇川	2月22日(木)	安曇川支所
朽木	2月23日(金)	朽木支所

▼紛失した場合 再発行となります。

専用ダイヤル ☎0570(00)9911
にお電話ください。(2月16日までの平日9時から17時)
問 大津社会保険事務所 国民年金業務課 ☎077(521)1789 (保険年金課)